

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な方の減免制度についてお知らせします。

いずれも、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和2年度分^{*}、令和3年度分の保険税・保険料が対象です。

※令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降に納期限が到来するもの。

国民健康保険税

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の方で、次の全てに該当する方 ⇒ **保険税の一部を減額**
 - ①令和3年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
 - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - ③収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

後期高齢者医療保険料

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の方で、次の全てに該当する方 ⇒ **保険料の一部を減額**
 - ①令和3年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
 - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - ③収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

介護保険料

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる第1号被保険者の方で、次の全てに該当する方 ⇒ **保険料を全額免除または一部を減額**
 - ①令和3年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
 - ②収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

〈対象者〉国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者（給与等の支払いを受けている方）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

〈支給期間〉労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

〈支給額〉(直近の3カ月の給与収入等収入額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象日数

〈適用期間〉令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

※申請に必要な書類やご自分が対象になるかどうかなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。

| | | |
|--------------------------------|-----------|-------------|
| 【問い合わせ先】 国民健康保険に関すること……………市保険課 | ☎ 31-0212 | FAX 24-0180 |
| 後期高齢者医療保険に関すること……………市保険課 | ☎ 31-0215 | FAX 24-0180 |
| 介護保険に関すること……………市高齢者福祉課 | ☎ 31-0682 | FAX 24-0181 |